

シンポジウム

性別を考える

- 医学・法学・スポーツ科学の対話

日時:2004年11月21日(日)

13:30~16:30(13:15 開場)

会場:名古屋市女性会館 大研修室

主催(3組織による共催):

身体・性・科学におけるジェンダー問題研究会

愛知学泉大学コミュニティ政策研究所

日本スポーツとジェンダー研究会

タイムスケジュール

13:00 - 13:30	受 付
13:30 - 13:45	BG 研究会 司会 武田万里子 愛知学泉大学コミュニティ政策研究所 所長 高橋博久 スポーツとジェンダー研究会 代表 飯田貴子
13:45 - 14:15	第 1 シンポジスト 村田善晴(名古屋大学環境医学研究所 教授) 「医学的にみた性の分化」
14:15 - 14:45	第 2 シンポジスト 近藤良享(筑波大学体育専門学群 助教授) 「スポーツと性別 女性確認検査/性転換選手容認の問題」
14:45 - 15:15	第 3 シンポジスト 紙谷雅子(学習院大学法学部 教授) 「法学から性別を考える」
15:15 - 15:30	休憩(質問表の提出)
15:30 - 16:00	パネルディスカッション
16:00 - 16:15	会場からの質問
16:15 - 16:30	パネラー、コーディネーターのまとめ

シンポジウム趣旨

性別は

多くの場合出生のときに決定され
人格を形づくる重要な要素のひとつです。

そのため

性別には必然的に男らしさ・女らしさという「らしさ」が付随するのか
というジェンダーの問題は
人間の人格そのものにかかわる問いということができるでしょう。

しかし近年、性別を取り巻く状況は複雑になってきています。
性転換の医学的・法的な承認、それに伴う戸籍の性別記載の変更
また欧米で増えている性転換者の婚姻、および同性婚の承認は
社会や法制度において性別が果たしてきた役割や性別の基準そのものを
改めて見直すことを求めています。

またこうした変化によって

特に身体のもつ意味の大きいスポーツの世界では
直接的にそれへの対応をせまられています。

スポーツ、とりわけトップ・アスリートの世界では
両性を峻別した中で競技が行われるのが常識とされてきました。

しかし、そのような世界でさえ

性別確認検査の廃止

性ホルモンの影響を競技力の向上に利用しようとするドーピング
先ごろ IOC が承認した性転換者の五輪参加問題など
様々な事例がみられるようになっていきます。

こうした事例は、性別が確固としたものではないことを示しています。

性別の変更が

身体とそれが躍動する場にどのような影響を与えるのかを明らかにすることで、
ジェンダーとは何かを考えるための示唆を与えてくれるかも知れません。

このシンポジウムでは、

医療・スポーツ・法の3つの分野から話題を提供していただきます。

医学における性別

スポーツにおける性別

法学における性別

普段は出会いにくい分野のコラボレーションから性別への議論が深まることによって、

性別にからみついてきたジェンダーの問題

人間にとって性別とは何かという問題を

考えるための示唆を得られることを期待しています。

主催団体紹介

【身体・性・科学におけるジェンダー問題研究会】

< 研究会概要 >

本研究会は、科学技術の進展を背景とした身体・性・生命をめぐるジェンダー問題を考察することを目的に設立され、2003年4月～2006年3月までの3年間の予定で活動している。

2003年度～2004年度は、運営費の一部として財団法人東海ジェンダー研究所の助成金を受けている。

初年度の2003年度は、身体・生命にかかわる法学の分野の研究として、人工生殖の法規制におけるジェンダー問題を取り上げ、厚生科学審議会生殖医療部会委員の石井美智子氏による講演「生殖補助医療のゆくえ - 厚生科学審議会生殖補助医療部会における議論について - 」を開催した。

さらに、女性医師のジェンダー意識の国内調査を行なった。

< 本シンポジウム開催について >

今年度は、ジェンダー問題がより直接的に現れるスポーツと医学の分野について考察しており、本シンポジウムはその研究の一環として、医学・スポーツ科学・法学の対話から、身体・性別をめぐる考察における問題点を明らかにすることを目的としている。また多くの人々との研究交流の場となることを期待している。

< 研究会メンバー >

杉浦ミドリ（愛知学泉大学家政学部教授）専攻：医学

武田万里子（金城学院大学現代文化学部教授）専攻：憲法学

建石真公子（法政大学法学部教授・研究会代表）専攻：憲法学

藤原直子（椋山女学園大学人間科学部助教授）専攻：教育学

來田享子（愛知学泉大学コミュニティ政策学部助教授）専攻：体育学

【愛知学泉大学コミュニティ政策研究所】

< 研究所概要 >

愛知学泉大学は、1998年4月にコミュニティ政策学部を設立しましたが、そこでの教育研究の基礎を広げ固めるための研究組織として、1996年5月に、コミュニティ政策研究所を設置しました。

この研究所は、すでに本学に設置されてきた生活文化研究所、経営研究所とともに、本学教員の研究の拠点となっています。

これまで人間が築いてきたさまざまな社会制度は、いま深刻な機能不全に陥り、これに代わる社会原理として、自立と共生を柱とするコミュニティが注目されてきています。本研究所は、コミュニティ型社会の建設を目指して理論的、実証的な研究をおしすすめるとともに、コミュニティ政策やコミュニティ活動の遂行に必要な情報資料の収集・分析・蓄

積に努めます。このことをとおして、コミュニティづくりを担う市民や自治体職員などの経験交流の場づくりを行い、コミュニティの発展に貢献します。

< 研究所の事業 >

研究所は、調査研究の実施、研究会、シンポジウム等の開催、機関誌「コミュニティ」、「研究所紀要」・図書等の刊行、研究への助成等を行います。また各地のコミュニティづくりに関する資料の収集、データベースの作成等を行います。

< 研究所のスタッフ >

運営委員・所長：高橋 博久（愛知学泉大学コミュニティ政策学部教授）

運営委員：中田 實（愛知江南短期大学学長）・井上 匡子（愛知学泉大学コミュニティ政策学部助教授）・李相睦（同助教授）・丹羽直美（愛知学泉大学職員）・丹羽信雄（同職員）

< 研究所 所在地 >

〒471-8532 愛知県豊田市大池町汐取 1 愛知学泉大学豊田学舎 TEL(0565)35-1313

URL <http://www.gakusen.ac.jp>

【日本スポーツとジェンダー研究会】

< 研究会の設立趣旨 >

新しい世紀を迎え、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、緊要の課題となっています。1999年に公布・施行された男女共同参画社会基本法には、男女が性別による差別的取り扱いを受けないことを旨とする男女の人権の尊重、社会における制度・慣行についての配慮等、5項目にわたる基本理念が掲げられています。

一方、2000年には、現代社会におけるスポーツの重要性に鑑み、わが国で初めてのスポーツ振興基本計画が策定されました。そこでは、成人の週1回以上のスポーツ実施率を50%に高めること、10年間で全国の市町村に総合型地域スポーツクラブをひとつ以上育成すること、オリンピックでのメダル獲得率を倍増すること、生涯スポーツおよび競技スポーツと学校体育・スポーツの連携を推進させる方策など、具体的な目標が掲げられています。このように、現在ではスポーツの振興が、個人や社会の健康・教育・福祉・経済を考える上で、必要不可欠な政策課題とされているにもかかわらず、スポーツ界には性による差別が強く残り、とりわけ、女性にとって不平等・不公平が多く見られます。

社会変革を推進するには、変革を促進するための条約や法令、理論構築、草の根運動の三つが必要といわれています。一つ目の条約・法令に関しては、国内では先に述べた男女共同参画社会基本法、国際的には女性差別撤廃条約、北京行動綱領、さらには世界女性スポーツ会議における成果文書であるブライトン宣言やウィンドホーク行動要請等が採択され、効力を発揮しつつあります。また、2006年には、第4回世界女性スポーツ会議が熊本で開催されることが内定しています。

しかし、スポーツにおける男女平等・公平を推進する運動、それを牽引する理論構築はまだ不十分な現状にあります。わが国におけるスポーツのジェンダー研究を概観すると、体力や競技記録を性別に分析したカテゴリー的研究、メディア、コーチ・管理職、競技種目や参加に関する配分的研究が多くを占めています。スポーツのジェンダー・ポリティクスを解明するには、ジェンダーの支配構造を支え、ジェンダーの再生産装置として機能してきたスポーツの役割を明らかにする関係論的研究が必要不可欠です。これらの研究はまだ緒についたばかりであり、思想(哲学)、歴史学、社会学、文学、労働・経済、教育、芸術、メディア論等の他領域、或いは諸外国に比較すると大きな遅れをとっています。さらに、最近のジェンダー研究は、セックスとジェンダーとセクシュアリティの不連続性、性の多様性、ジェンダーの主体性、ジェンダーの南北問題等、新たな展開をみせています。これらの知見を踏まえ、スポーツとジェンダー或いはセクシュアリティに関する研究を加速するには、この領域に関心を持つ人たちが一堂に会し論議・研究を深めることが急務です。

そこで、私たちは、「スポーツにおける男女平等・公平の達成」「ジェンダー・フリーなスポーツ文化の構築」を目標に、「日本スポーツとジェンダー研究会」を設立します。主な活動内容は、研究会の開催、機関誌の発刊、HP公開で、3年後には学術組織となることを目指します。研究者、教育関係者、行政担当者、スポーツ指導者、競技者、スポーツ愛好家やスポーツを専攻する学生たち等、多くの人々が「日本スポーツとジェンダー研究会」の趣旨に賛同され、参加・協力していただけるようお願い致します。

< 研究会役員 > (2004年11月現在)

会長：飯田貴子(帝塚山学院大学教授)

理事長：井谷恵子(京都教育大学教授)

理事：梅津迪子(聖学院大学助教授)、熊安貴美江(大阪女子大学助教授)、近藤良享(筑波大学助教授)、佐野信子(立教大学専任講師)、高峰修(中京大学体育研究所)、田原淳子(中京女子大学助教授)、萩原美代子(文化女子大学教授)、平川澄子(鶴見大学助教授)、松田恵示(東京学芸大学助教授)、吉川康夫(帝塚山学院大学教授)、吉中康子(京都学園大学教授)、來田享子(愛知学泉大学助教授)、

監事：大束貢生(仏教大学専任講師)、北田和美(大阪女子短期大学助教授)

顧問：丹羽劭昭(聖母被昇天学院女子短期大学教授)

幹事：赤坂美月(神戸学院女子短期大学助教授)、手塚美粧(帝塚山学院大学職員)

抄 録

医学的に見た性の分化 男性ホルモン（アンドロゲン）の役割

村田 善晴 （名古屋大学環境医学研究所）

性の決定・分化に関する医学的常識は「ヒトは何事も起こらなければ女になってゆく」というものである。誤解されやすい表現かもしれないが、男に分化してゆくためにはある決まった装置のスイッチがONになっていることが必要で、この装置の一部でも故障した場合は女に分化してゆくということの意味している。このような、「常識」が成り立ったのは、ここ50年ほどの間に、生化学、生理学、とりわけ分子生物学の著しい進歩により、性の決定・分化に関わるメカニズムが次々と明らかにされた結果である。また、これらメカニズムの解明に性の分化異常を示す様々な疾患が大きく貢献してきた。

ヒトの性別はY染色体上にある *SRY* 遺伝子によって決定される
それでは、男に分化してゆく装置のボタンを押すのは何だろうか？この因子こそが性を決定する因子そのものということになるが、1989年から90年にかけてついにこの因子が突き止められた。この因子は *SRY* (Sex-determining Region Y) と呼ばれるようにY染色体上に存在する遺伝子によってコードされる。これまで、Y染色体を持つことが、男になって行くための必要条件と考えられてきたが、この *SRY* の発見によりこのことが分子生物学的に裏付けられたことになる。この *SRY* が働くと、ヒトの胎児期にまだ精巣になるか卵巣になるか行方が定まっていない、「未分化性腺」が精巣に分化して行き、*SRY* が作用しなければ、卵巣に分化する。そして、胎児期の精巣はテストステロンとよばれる男性ホルモン（アンドロゲン）を盛んに産生する。一般に、男性ホルモンは「男らしくするホルモン」と理解されやすく、思春期に男子が第二次性徴を獲得してゆく時にその重要性が強調されがちであるが、実は、胎児期にも非常に重要な役割を担っていることが分かってきた。

性の分化に及ぼすアンドロゲンの役割
男の一生の中で、アンドロゲン分泌は3つのピークを示す。最初のピークは胎児期で、出生時に一旦減少した後、新生児期に2つめのピークを示す。そして、学童期に減少するが、思春期に急激に増加し、その増加は老年まで持続する。このことは、思春期以降のみならず胎児期にもアンドロゲンが重要な役割を持つことを暗示する。ヒトの胎児の中にはウォルフ管とミューラー管とそれぞれ呼ばれる将来

生殖器に分化してゆく管があり、男児ではミューラー管は退縮して、ウォルフ管が残り、ここから、精囊、精管、精巣が形成されるが、これら「男の内性器 これには精巣も含まれる」と呼ばれる組織が形成されるためには胎児の精巣から分泌されるテストステロンが不可欠である。また、テストステロンは細胞内でより強力なデヒドロテストステロン(DHT)に変換され、このDHTの働きにより男児の外性器である陰嚢や陰茎が形成される。この外陰部の形状は社会的性を決定する際のよりどころとなっている。したがって、男児の生殖器はアンドロゲンというホルモンがなければ形成されず、このアンドロゲンを産生する胎児精巣の働きが社会的性を決定しているといっても過言ではない。一方、Y染色体を持たない（つまり *SRY* が存在しない）女児では、未分化性腺は卵巣に分化してゆく。そして、女児ではウォルフ管が退縮し、そのかわりミューラー管が残存して、ここから輸卵管、子宮、膈上部が形成される。また、DHTが非常に少ない女児では、外性器として陰唇、陰核が形成される。興味あることに、胎児精巣では盛んにテストステロンが産生されるのに対し、胎児の卵巣はホルモンを分泌しない。したがって、男性器の発達・分化にアンドロゲンが不可欠であるのに対し、女性器の発達・分化には女性ホルモンを必要としない。このような事実が、冒頭に述べた「ヒトは何事も起こらなければ女になってゆく」という医学的常識が成り立つ理由の1つになっている。

アンドロゲンの精神への作用

アンドロゲンは、男性器の発達に不可欠であるばかりでなく、「男が自分を男として認識する」いわゆるジェンダーアイデンティティー (gender identity) に重要な影響を及ぼしていることを示唆する事例が多く見られる。これまで、人間は思春期までは言わば中性で、思春期以降に男らしく、また男らしくなると同時に、女として、または男として行動するようになってきたと考えられてきた。しかし、性分化に異常をきたす疾患やアクシデントによる外傷の症例などにより、人間は生まれた時、すでにジェンダーアイデンティティーを持っており、それは容易に変えることが出来ないことを示す事例が蓄積している。このジェンダーアイデンティティーの獲得にアンドロゲンがどの程度重要かはまだ分かっていないが、今回の講演では、その重要性を示す事例をいくつか紹介してゆきたい。

<プロフィール>

1951年（昭和26年）静岡県榛原郡吉田町に生まれる

1976年（昭和51年）金沢大学医学部卒業後、国立名古屋病院研修医、遠州総合病院内科医員、浜松医大第三内科医員を経て1981年より3年半シカゴ大学に留学。甲状腺ホルモン受容体異常症の発見者であるレフトフ教授に師事。これを境に、臨床から研究主体の生活が始まる。1986年に帰国し、名古屋大学環境医学研究所助手、以後助教授となり、1997年より現職

趣味：ゴルフ、スキー、音楽鑑賞

現職：名古屋大学環境医学研究所 発生・遺伝分野教授

専門：内分泌学（特に甲状腺学）

スポーツと性別 ～女性確認検査 / 性転換選手容認の問題

近藤良享（筑波大学人間総合科学研究科助教授）

はじめに

近代スポーツの原則は、「平等」であるが、それは、勝ち負けの「(結果)平等」ではなく、誰もが競技において等しく扱われるという意味の「(参加機会)平等」である。この原則にしたがって、競い合いを困難にするような不当な不平等は、人為的に是正されることになる。五輪大会のような競技スポーツにおいて、競技を男女別にしたり、体重別にするとといった区別も、この平等原則による例である。

歴史を顧みると、近代スポーツは男性によって始められ、その後、徐々に女性がスポーツに参加、増加するようになる。そして、その参加の仕方は、男性部門とは別の部門、「女性」を追加することによってである。かりに「女性」部門を設定しなかったならば、女性スポーツの発展は、現在とは全く様相が異なっていたであろう。つまり、女性部門がなく、男性向きの近代スポーツが継続されている限り、「女性」が五輪の場で優勝することも、メディアに取り上げられることもなく、女性のスポーツ活動そのものが相当に制限されたであろう。

女性確認検査

スポーツが政治的、経済的にあまり注目されなかった時代では、男女別競技への自己申告参加であった。しかし、1960年代の東西冷戦の影響がスポーツ界にも及び、西側諸国から、旧ソ連圏の選手に「男性疑惑」が生じるのである。疑惑解消を意図して、1968年のグルノーブル冬季、メキシコ夏季五輪から、ドーピング禁止規程とならんで、女性確認検査規程が登場した。そこから始まった女性を確認する方法は、視認検査 性染色体検査 視認検査(ドーピング検査時)へと変わっている。

検査導入時の視認検査による女性確認検査は、医師である判定員の前で女性競技者が全裸で行進する方法であったが、あまりに屈辱的との批判から、性染色体検査へと移っていった。しかし、この性染色体検査もまた問題点を抱えていた。つまり、この検査方法は女装、変装といった詐術は簡単に見破れるが、問題はインターセックス(間性)の存在である。男女の性が連続体であるといわれているので、どこに男女の線引きをするかは、便宜的である。当初は、Y染色体の有無を男女を分ける基準にしていたようである。その理由はY染色体が男性化を確定すると考えられていたためだが、1980年代になって、たとえば、XXYの場合のY染色体は、男性化傾向を示さないことが発見され、性染色体検査

自体の信頼性が揺らいだのである。そのため、頭髪による検査が1994年の広島アジア大会で導入され、より厳密に男女を峻別しようとした。しかし、1990年代から始まる女性の人権運動の流れを受けて、五輪の場では、2000年のシドニーから性染色体検査が廃止され、ドーピング検査時の視認に女性の確認方法を変えることになった。

五輪の場の検査では最後となった、1996年のアトランタ五輪時には、検査対象の3387名の内、8名のY染色体につながる遺伝子をもつと診断されたし、2004年のアテネ五輪からは、性転換選手の参加も認められるようになり、今後、各方面で議論が起こりそうである。

性転換選手の容認

日本においても2004年7月から、「性同一性障害特例法」が施行され、これまで心と体の性が一致しない人の性別変更が認められるようになった。欧米諸国よりもかなりおくれた日本における性同一性障害者の救済には、約30年を要した。つまり、性転換手術をした医師に優性保護法違反の有罪判決、いわゆるブルーボーイ事件(1969年)以来、1997年の日本精神神経学会「性同一性障害に関する答申と提言」が出され、性転換手術を含む治療と正当な治療行為と認められるまでに30年である。その間、自分の身体に合わせて生活せざるを得なかった人々が、ようやく公式の場で性の転向を求めることができるようになった。現在では性の変更を認める条件が厳しいこともあって、ごくわずかな人々しか裁判所で認められてはいないが、今後は、おそらく、性転換した選手がスポーツ界に登場することになるだろうし、かつて戦時中に政治的に女性として競技を強制された男性選手がいたように、今度は、政治的あるいは経済的理由によって性転換を行い、スポーツ界に参入する可能性もある。

まとめ

冷戦構造の中で、政治的に導入された女性確認検査は、人権擁護で認められた男性から女性へと性転換選手の活躍によって、今度は、人権擁護を訴えた女性(選手)の側から、再度、性転換選手や性染色体異常選手の排除が始まるのではないか。そこでは、選手自身ではコントロールできない不適正な不平等(inappropriate inequality)とは何かを議論しなければならぬし、最終的には、「スポーツの平等原則」と「人権擁護」のせめぎ合いとなるであろう。

<プロフィール>

1953年(昭和28年)岐阜県海津郡平田町に生まれる

1977年(昭和52年)東京教育大学体育学部卒業

1979年(昭和54年)筑波大学大学院体育研究科終了後、

1980年(昭和55年)から筑波大学研究協力部準研究員、

1982年(昭和57年)宇都宮大学教育 学部講師、

1985年(昭和60年)筑波大学体育科学系講師、

1995年(平成7年)より助教授、現在にいたる。

この間、1987年から1年間、ニューヨーク州立

大学ブロックポート校において、スポーツ哲学・倫理学者、ワーレン・フレイリー教授に師事。

以降、スポーツ倫理学の研究を本格的に始め、1998年に「スポーツ問題の応用倫理学研究」によって、博士(体育科学):筑波大学を取得し、現在に至る。

趣味:(子どもの)サッカー観戦

現職:筑波大学大学院人間総合科学研究科助教授

専門:スポーツ倫理学

関係する業績・公職:

業績:近藤編著(2004)スポーツ倫理の探求、大修館書店

友添、近藤(2000)スポーツ倫理を問う、大修館書店

近藤(1997)スポーツにおける女性証明検査規定に関する一考察、体育・スポーツ哲学研究、第19巻第1号、pp.53-65.

公職:世界アンチ・ドーピング機構倫理・教育委員会委員(2000-2003)

日本アンチ・ドーピング機構教育・倫理委員会委員(2001-現在)

日本スポーツとジェンダー研究会 理事(2002-現在)

法のジェンダー：建前において、法は中性

日本の法律は、少なくともその条文の文言だけで判断するかぎり、ほとんどの場合、性別を明示しない、意識させないという意味において「中性」である。法律用語として用いられるのは性別を超越した「人」。法律の条文は性別を指示することなく誰にでも等しく適用される。

法律がこのように「中性」であるのは、1947年、性別に基づく差別が許されないという憲法の規定に反することがないように、非常に多くの法律が改正されたという事情抜きには語れない。それでも若干の例外が残された。それから60年、性別についてのキー・ワードは「差別の撤廃」、「形式的平等と実質的平等」から「平等を前提とした対等」へと進展した。それにも関わらず、子の養育を担う「労働者」は「母親」と読み込む現実がある。1947年以後の法の中性化は社会に大きな変化をもたらさなかったのだろうか。

法のセックス：法は曖昧さを嫌う

日本の社会は、それが本当に必要かどうかとは別に、性別に関する情報へのこだわりが強い。社会生活において、性別に関する情報は年齢に関する情報とともに、「人物像」を描くのに不可欠で重要な情報であると考えられている。「可視」であり、「視認できる」ので、情報流出があっても、騒ぐほどのこともないという人もいる。そのような性別に関する情報に関し、法律は、出生時、より正確には出生に関する届け出のときに、その「人」が男か、女かを明白にするよう求めている。たとえ例外的な状況であっても、明白な判別が困難であっても、法に曖昧さの入り込む余地はない。求められているのは事実についての正確な描写ではなく、(便宜的かもしれないが)どちらかに決めることという社会の約束事への答えである。最初の届け出が性染色体等の生物学的判定と異なると判明したならば、家庭裁判所に申立てて、訂正する仕組みもある。

人は、出生時に「判定」された性別を前提に成長する。性別に関する自己認識がどのように形成されるのかは法の関心事ではなく、たとえ、性別に関する自己認識が出生時に判定された法律上の性別と一致しても、しなくても、法は関与しない。しかし、社会は、法が性別に関する情報の真正性を保証するかのように扱う。自己認識を、例えば身体上の表徴される特徴より優先させることが望ましいという心理的医学的判断とそれに基づく治療と手術の成果は、(生物学的判定を重視する法の枠組みの想定するところで

はなかった)裁判所に無視された。その理不尽さを解消する、非常に限定された法改正が2003年に実現した。それは性別に関する判定を、当事者の自己認識や複数存在する治療方法のどれかではなく、手術という医学上の判断に委ねるといった選択であった。自己認識と社会の認識との乖離は、生き苦しさをもたらすが、それぞれの認識の前提とする許容範囲が広く、多様な選択に寛容で、個人の差異を高く評価するならば、違いは見逃され、あるいは個性として積極的に評価されるかもしれない。だが、性別に関する情報を人に関する指標と見做す社会は、実態にそぐわなくても、明確さを望む。分かりやすさを求めて、生き苦しい社会を招くのは、本末転倒ではないだろうか。

法のセクシュアリティ：法は勝手な大人を野放し

猥褻、売買春、強姦などを性犯罪とすることで、法は(ヘテロセクシュアリティとジェンダーを前提とする)性秩序を維持し、そのような秩序を脅かす行動をコントロールする。日本の刑事法は、近親姦、姦通、生殖と結びつかないことが明らかな性的関係などを処罰しないという意味において、大人にとっては自由奔放な性秩序を肯定し、ごく最近まで、自立した決定のできる当事者であったか、多大な影響力を行使できる権力関係が土台となっていたかで、子どもなどに対する性犯罪の成立を判断するという視点が乏しかったから、人身売買や児童買春、児童ポルノグラフィを性犯罪のひとつと認識しなかった。

自由奔放な性秩序の肯定は、性的関係を前提とする「家庭」を性的なコンテキストから排除するかのようにして成り立つ。だからこそ、他の社会では厳しく非難されてきた「生殖に結びつかないことが明らかな性的関係」が許容されて来たのかもしれない。だが、それは「生殖に結びつかないことが明らかな性的関係」が「家族」になり、「家庭」を形成することに対しての法的な認知を容易にするわけではない。憲法24条は、当事者の合意を規定することで、自らが選んだ人を配偶者にすることを権利として保障しているのだろうか。

<プロフィール>

現職：学習院大学大学院法務研究科（法科大学院）教授

専門：英米法

関係する業績：

論文

「ポルノグラフィと「女子ども」の論理」『メディアの法理と社会的責任』 叢書 現代のメディアとジャーナリズム 第3巻 3章（2004年）

「『セックス』と『ジェンダー』 果てしない言葉の争い」『法の臨界 第1巻』 第3章（1999年）

「ジェンダーとフェミニスト法学」『ジェンダーと法』 岩波講座 現代の法 第11巻 第2章（1997年）

「日本国憲法とフェミニズム」ジュリスト 1089号（1996年）

「<性の商品化>と表現の自由」『性の商品化---フェミニズムの主張 2』 第2章（1995年）

「性的表現と繊細な神経」『リーディングス現代の憲法』 第6章（1995年）

A Decade of the Equal Employment Opportunity Act in Japan: Has It Changed the Society? 25 Law in Japan: An Annual 40 (1995)

「猥褻・ポルノグラフィ・エロティカ」法と民主主義 1992年6月号（1992年）

「娼婦と聖母の間で」『新地平』150号（1986年）

Women in Japan, 20 UBC L. REV. 447-69 (1986)

翻訳

ソコロフ「お金と愛情の間---マルクス主義フェミニズムの展開」（1987 共訳）

ザリツキー「資本主義・家族・個人生活：現代女性解放論」（1980 共訳）

なぜ性別を考えるのか

「性別化された身体」の尊重と平等

コーディネーター 建石真公子（法政大学法学部教授）

「性別」の含意するもの

性別という概念は多様な内容を含むが、大別すると「性・セクシュアリティ（生殖・性自認・性的指向）」及び「性別（女・男という両性・身体的性別・性別による身体的能力差・ジェンダー）」の二つに分類できる。この二つは相互に関連しあっており、明確に切り離すことはできない。しかし人間の社会においては、前者は長い間公的な領域では不可視なものとされてきており、後者についても抽象的にとらえられてきた。

人権の普遍性・性別化された身体

「人は自由、かつ権利において平等な者として生まれ、かつ生存する」と、近代的人権の出発点となるフランス人権宣言は宣言する。ここでいう「人」は、女でも男でもなく、まして人種や国籍も忖度しない抽象的な「すべての人」であると理解されている。だからこそ、普遍的な人権理念として、現在までもその考え方は引き継がれているのである。しかし、現実の人間は、人であると同時に、女か男として生まれかつ生存する。そして、「女」「男」という身体の相違、性別の相違は、多くの社会において、時として「人」としての普遍的な自由と平等の保障を阻んできた。「性別」を基礎とし、また「性別」の喚起するイメージの異なる多くの社会では、女と男という二つの性別のみを認め、女と男のカップルのみに正当性を与え、女と男に異なる社会的役割を割り当て、さらに権力という意味では男を女よりも優位に置いてきた。つまり、性別や身体は、一方では、「差別」という問題を、他方では「セクシュアリティの抑圧」という問題を提起してきた。

差別の解消 平等

ジェンダー：両性に対する異なる役割・イメージは、社会的、歴史的に形成されてきたものであり、「身体的性別」に起因するものではないという考え方。

Sex blind, Sexuality blind：平等の達成のために、性別やセクシュアリティを見ないようにし、完全な機会の平等を保障するという考え方。しかし、歴史的には、平等とは男性の権利を女性が獲得してきた過程であるため、男性になることを意味するという批判や、身体的違いに着目するなら「二流」「亜流」でしかないという批判がある。

l' universalisme sexue（性別化された普遍主義）

：性別を見ないようにしても、相変わらず差別の状態が続く場合がある（女性議員の比率、スポーツ競技における男女選手等）こうした状況において「平等」を達成するために、一定期限を区切り、性別に着目し、優遇措置を設ける方法がある（選挙におけるパリテ、公職の女性枠等）スポーツ競技においては、身体的能力差のなくなる限り、この問題は継続するのだろうか。「競争」のオルターナティブの提唱？

性に関する自由・権利の保障

性的自由の確立は、性差別やジェンダー・バイアスの解消とともに進展してきた。性別を基礎とした社会や制度において、固定的な性別観が崩れていくに従い、性自認においても性的指向においても、自由の領域が広がってきている。同性カップルの承認から同性婚の承認へ、あるいは性同一性障害者の権利の保障へと、性別をめぐる制度や性別の決定が、しだいに個人の性的自由や性的アイデンティティとして尊重されるようになってきている。身体は、従来のような生まれながらに固定された性別観から自由になりつつあるともいえる。性別とは何かを、改めて自由に考えられる段階になったといえる。

「性別」再考 sex blind と身体の間

性別化された普遍主義の目指すのは、将来のsex-blindである。しかし性的自由や性アイデンティティの権利は、性別が個人にとって本質的な権利であるという認識に基づいている。性的自由や性アイデンティティが尊重された場合にも、社会における構造的な性差別やジェンダー・バイアスにもとづいた差別の中に組み込まれる。また、スポーツの世界は、「競争原理」と隣り合わせであり、女と男とはすなわち性別化された身体を意味し、競争原理に有利な身体が目指されることになる。

シンポジウムの目指す地点

領域間の対話を通して、次の問いに対する新しい答えの可能性を探すことを目指したい。

1. 「性別」を考察していく視点
2. 「性別化された身体」の「尊重」と「平等」の両立

シンポジウム 実行組織

< 実行委員 >

杉浦ミドリ（愛知学泉大学家政学部教授）専攻：医学

武田万里子（金城学院大学現代文化学部教授）専攻：憲法学

建石真公子（法政大学法学部教授・研究会代表）専攻：憲法学

藤原直子（椋山女学園大学人間科学部助教授）専攻：教育学

來田享子（愛知学泉大学コミュニティ政策学部助教授）専攻：体育学

< 実行委員補助メンバー >

椋山女学園大学人間関係学部 4 年

花井真理子

水谷真由美

森下祐子

法政大学法学部 4 年

丸山 路